

もりりんデザイン使用の流れ

使用者

森との共生推進室

①森との共生推進室あてに
申請書(第1号様式)とその他必要書類を提出。



申請書(第1号様式)

企画書(レイアウトが分かるもの)

使用者の概要が分かるもの(団体の場合)

①



②申請内容を審査し、承認

③デザイン使用可能

②



※申請から承認までは、通常2週間ほどかかります。